

《記 入 例》

令和 年 月 日

文化庁文化財第一課長 殿

- ◆輸出を行う者が申請者となります。
- ◆本証明書を申請者に代わって取得する場合は委任状が必要です。
- ◆輸出品目が銃砲刀剣類で、申請者と所有者が異なる場合には、申請者氏名の下に、所有者氏名『(所有者) ○○○○』と併記してください。

申請者 住所
(TEL)
氏名
(担当者)

《注意点》

- 会社等で申請する場合は、①会社名、②代表者職氏名、③問合せの窓口となる担当者名を記入してください。
- 会社等が商品購入者の代理で本証明書を取得し、購入者自身が輸出する場合は、購入者を申請者として記入し、委任状を添付して申請してください。

古美術品輸出鑑査証明について（申請）

このことについて下記の輸出品目が、国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明願います。

1 仕 向 地（受取人の住所・氏名記入）

《詳細がはっきりしない場合でも、必ず国名は記入してください。》

2 輸 出 の 事 由

《売買のため、本人の帰国に際し持ち帰るため等、具体的に記入してください。》

3 輸 出 品 目（番号は写真番号と同一のものとする）

番 号 (登録番号)	名 称 (種 別)	作 者 (銘 文)	員 数 大 小 (反り, 目くぎ穴)
1	青磁鉢	○○○○	1口 口径○○cm, 高○○cm
2	○○図 六曲屏風	不明	1双 縦○○cm, 横○○cm
3 ○○県第○○号	刀	銘文がある場合は 表・裏銘を記入し てください。	1口 長さ○○cm, 反り○○cm, 目くぎ穴1個

輸出品目が複数あるときは通し番号を付けてください（写真にも同じ番号を記入ください）

《銃砲刀剣類については、登録証に記載してあるとおりに記入してください。》

《この枠内は何も記入しないでください》

(注1) 輸出品目が銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により登録されたものである場合は登録証表面の記載事項を記入すること。

(注2) 有効期間は、発行の日から1年以内（但し、1回の輸出に限り有効）とする。

(注3) 通関手続の際には、本紙（原本）を税関に提出すること。

《※誤記入の場合は必ず訂正印を使用し、修正インク等は使用しないでください。》